

第4回 眼の水晶体の被ばく 限度の見直し等に関する検討会	資料 4
平成31年4月17日	

# 労働安全衛生法における 健康確保措置について

# 労働安全衛生法における健康確保措置の考え方

- 労働安全衛生法における健康診断では、一般健康診断のほか、一定の有害業務を行う場合には特殊健康診断も実施する必要がある。

## 【一般健康診断】

常時使用する労働者について、その健康状態を把握し、労働時間の短縮、作業転換等の事後措置を行い、脳・心臓疾患の発病の防止、生活習慣病等の増悪防止を図ることなどを目的として事業者により実施されている。(原則として1年以内ごとに1回※1)

### 一般健康診断の実施項目

定期健康診断(安衛則第44条)

- 1 既往歴及び業務歴の調査
- 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 3 身長※2、体重、腹囲※2、視力及び聴力の検査
- 4 胸部エックス線検査※2及び喀痰検査※2  
(雇入れ時健康診断においては、胸部エックス線検査のみとなっている。)
- 5 血圧の測定

- 6 貧血検査(血色素量及び赤血球数)※2
- 7 肝機能検査(GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP)※2
- 8 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)※2
- 9 血糖検査※2
- 10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
- 11 心電図検査※2

※1 特定業務従事者の場合は6月以内ごとに1回、実施する必要がある。

※2 一定の基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができる。

## 【特殊健康診断】

一定の有害業務に従事する労働者については、その有害因子による健康への影響を把握するため、特別の項目の健康診断が義務づけられている。(原則として6月以内ごとに1回※3)

### 特殊健康診断の例

- 屋内作業場等における有機溶剤業務に常時従事する労働者(有機則第29条)
- 特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者及び過去に従事した在籍労働者(一部の物質に係る業務に限る)(特化則第39条)
- **放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る者(電離則第56条)**
- 除染等業務に常時従事する除染等業務従事者(除染則第20条) など

※3 雇入れ等の際にも必要であり、じん肺健診は管理区分に応じて1~3年以内ごとに1回、実施する必要がある。

# 通常の被ばく限度を超えた緊急作業従事者の眼の水晶体に対する健康確保措置

- 通常の被ばく限度を超えた緊急作業従事者に関する本検討では、白内障に関するしきい値として示されている0.5 グレイについては、これだけで生涯線量として管理すべきとまではいえないが、健康診断及びその結果に基づく事後措置を適切に実施することで管理すべきとされている。

## 第4 通常被ばく限度を超えた者に係る中長期的な線量管理

### 2 生涯線量の考え方

(1) (略)

(2) ICRP 声明(2011年)で指摘されている白内障及び循環器疾患に関する組織反応による健康影響<sup>(注1)</sup>については、**健康診断<sup>(注2)</sup>及びその結果に基づく事後措置を適切に実施**することで管理すべきである。

(注1) ICRP 声明(2011年)において<sup>※1</sup>、循環器疾患しきい線量が0.5 グレイ程度であるかもしれないことが指摘されているが、科学的な信頼性が十分でないため、同声明は注意を喚起し、最適化による線量低減を強調するにとどまっている。また、**白内障に関するしきい値として示されている0.5 グレイについては、白内障の発症率が年齢とともに高まることを踏まえると、これだけで生涯線量として管理すべきとまではいえない。**

(注2) 電離放射線健康診断の白内障の眼の検査、一般定期健康診断での自覚症状及び他覚症状の有無の検査、血圧の検査、血中脂質検査及び心電図の検査

平成27年5月1日付け「東電福島第一原発作業員の長期健康管理等に関する検討会報告書」<sup>※2</sup>より抜粋

※1 第1回 眼の水晶体の被ばく限度の見直し等に関する検討会 参考資料5 参照

※2 厚生労働省が開催した東電福島第一原発作業員の長期健康管理等に関する検討会は、次の経緯から発足し平成27年5月1日に報告書を取りまとめている。

- ①東京電力株式会社福島第一原子力発電所における多くの緊急作業従事者に対し、放射線への被ばくによる健康障害の発生が懸念されることから、離職後も含めた長期的な健康管理を行うことが必要となったこと。
- ②緊急被ばく限度を一時的に引き上げていた間に、通常の5年間の被ばく限度である100ミリシーベルトを超えた者が おり、次期線量管理期間における線量管理の方法について検討を行う必要があったこと。

# 電離放射線健康診断

- 電離則第56条第1項では、6月以内ごとに1回、定期に「白内障に関する眼の検査」を実施するよう定めているが、同条第3項で医師が必要でないと認めるときには全部又は一部を省略することができる。

## 電離放射線障害防止規則 第五十六

事業者は、放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一 被ばく歴の有無(被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項)の調査及びその評価

二 白血球数及び白血球百分率の検査

三 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査

四 白内障に関する眼の検査

五 皮膚の検査

2 前項の健康診断のうち、雇入れ又は当該業務に配置替えの際に行わなければならないものについては、使用する線源の種類等に応じて同項第四号に掲げる項目を省略することができる。

3 第一項の健康診断のうち、定期に行わなければならないものについては、医師が必要でないと認めるときは、同項第二号から第五号までに掲げる項目の全部又は一部を省略することができる。

4 第一項の規定にかかわらず、同項の健康診断(定期に行わなければならないものに限る。以下この項において同じ。)を行おうとする日の属する年の前年一年間に受けた実効線量が五ミリシーベルトを超えず、かつ、当該健康診断を行おうとする日の属する一年間に受ける実効線量が五ミリシーベルトを超えるおそれのない者に対する当該健康診断については、同項第二号から第五号までに掲げる項目は、医師が必要と認めないときには、行うことを要しない。

5 事業者は、第一項の健康診断の際に、当該労働者が前回の健康診断後に受けた線量(これを計算によっても算出することができない場合には、これを推定するために必要な資料(その資料がない場合には、当該放射線を受けた状況を知るために必要な資料))を医師に示さなければならない。

# 健康診断の項目の省略等の可否

- 電離放射線障害防止規則第56条に規定する健康診断における健康診断の項目の省略の可否については、一定の者に対する白内障に関する眼の検査を省略することは適当でない旨を通知している。

電離放射線障害防止規則第56条に規定する健康診断における被ばく歴の有無の調査の調査・評価項目及び健康診断の項目の省略等の可否について（平成13年6月22日付け基発第568号）

改正電離則第56条第3項※に規定する健康診断の項目の省略について

次の各検査項目ごとに掲げる者については、第56条第3項の規定により、当該検査項目を省略することは適当ではないこと。

(1)～(4)、(6)、(7) 略

(5) 眼

ア 業務上、眼に大量の放射線を受けたことがある者

イ 白内障を疑わせる自覚症状のある者

ウ 前回の健康診断において異常所見が認められた者

エ 業務内容からみて、眼に大量の放射線を受けていることが疑われる者

※ 第一項の健康診断のうち、定期に行わなければならないものについては、医師が必要でないと認めるときは、同項第二号から第五号までに掲げる項目の全部又は一部を省略することができる。

# 電離放射線健康診断の結果の意見聴取と結果に基づく措置

- 電離則第57条の2では、電離放射線健康診断の結果に基づく医師からの意見聴取について規定している。
- 電離則第59条では、放射線による障害が生じており、若しくはその疑いがあり、又は放射線による障害が生ずるおそれがあると認められる者に対する健康の保持に必要な措置を規定している。

## 電離放射線障害防止規則 第五十七条の二

電離放射線健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 電離放射線健康診断が行われた日(法第六十六条第五項ただし書の場合にあつては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日)から三月以内に行うこと。
- 二 聴取した医師の意見を電離放射線健康診断個人票に記載すること。

2 略

3 事業者は、医師から、前二項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

## 電離放射線障害防止規則 第五十九条

事業者は、電離放射線健康診断又は緊急時電離放射線健康診断(離職する際に行わなければならないものを除く。)の結果、放射線による障害が生じており、若しくはその疑いがあり、又は放射線による障害が生ずるおそれがあると認められる者については、その障害、疑い又はおそれなくなるまで、就業する場所又は業務の転換、被ばく時間の短縮、作業方法の変更等健康の保持に必要な措置を講じなければならない。

## 意見具申どおり眼の水晶体の等価線量限度を見直すことについて

### ③ 健康確保措置の強化

- ・ 十分な放射線防護を行っても、なお高い被ばく線量を眼の水晶体に受ける可能性がある労働者に対して、電離放射線障害防止規則第56条に規定する健康診断における健康診断の項目の省略は認めないことに関してどう考えるか